

記入例

請求日 令和〇年 7月 15日

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和〇年4月～令和〇年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

請求する月を記入すること。
3か月毎です。

- 申請者と認定子どもが、南房総市内に居住していることを南房総市が住民基本台帳で確認すること。
- 実際に利用していることを南房総市が対象施設に確認すること。
- 利用料の支払い状況を南房総市が対象施設に確認すること。
- 課税状況を南房総市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	シホウウツ タロウ	認定子どもとの続柄	父	現住所	〒 299-2592 南房総市 岩糸2489 電話： 0470-46-2966
氏名	南房総 太郎 印	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇
生年月日	平成 〇年 4月 2日	フリガナ	シホウウツ イチロウ
施設等利用費の請求期間の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏名	南房総 一郎
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			

請求者と違う場合は、委任状が必要になります。

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行 信用金庫 農協・信用組合	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
〇〇	〇〇	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
出張所		口座名義(カタカナ)	シホウウツ タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

①	フリガナ	〇〇タジシヨ	所在地	〒 299-〇〇〇〇 南房総市〇〇町〇〇1000-1 電話： 0470-〇〇-〇〇〇〇
	施設名	〇〇託児所	契約している利用料※2 <input checked="" type="checkbox"/> 月額 15,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
②	フリガナ	〇〇ヒョウジシツ	所在地	〒 294-〇〇〇〇 館山市〇〇1234-1 電話： 0470-〇〇-〇〇〇〇
	施設名	〇〇病児施設	契約している利用料※2 <input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 2,000 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円	
③	フリガナ	△△ヒョウジシツ	所在地	〒 299-△△△△ 南房総市△△町△△1-1 電話： 0470-△△-△△△△
	施設名	△△病児施設	契約している利用料※2 <input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 時間額 300 円	

請求期間に利用したすべての施設を記入すること。

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額		円 □ 日額

※④～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和〇年4月	15,000 円	円	15,000 円	37,000 円	15,000 円
令和〇年5月	15,000 円	2,000 円	17,000 円	37,000 円	17,000 円
令和〇年6月	15,000 円	25,200 円	40,200 円	37,000 円	37,000 円

※3 上記で記入し証明書をすべて、また、子育て支援提供書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供を行う会員が発行した活動報告書

利用したすべての施設の領収書、提供証明書などを添付すること。

市から償還する額です。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

南房総市からの償還払いは、基本的に年4回(3か月毎)です。
4・5・6月分 → 8月末日まで 7・8・9月分 → 11月末日まで
10・11・12月分 → 2月末日まで 1・2・3月分 → 5月末日まで

※申請から振込するまで1か月程度かかりますのでご了承ください。
期限を過ぎても申請できますが、利用月から2年を経過すると申請できなくなります。